

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年11月18日

【中間会計期間】 第53期中(自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の 1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 江 畑 恵 司

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の 1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 江 畑 恵 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期中	第52期中	第53期中	第51期	第52期
会計期間	自 平成18年 2月21日 至 平成18年 8月20日	自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日	自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日	自 平成18年 2月21日 至 平成19年 2月20日	自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日
売上高 (千円)	49,136,831	52,933,404	56,324,281	104,331,004	110,851,396
経常利益 (千円)	4,949,941	4,639,419	4,250,780	11,374,500	10,482,759
中間(当期)純利益 (千円)	2,823,983	2,653,550	1,677,209	6,533,245	6,017,261
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	2,438,929	2,519,640	2,523,031	2,490,268	2,523,031
発行済株式総数 (株)	69,418,056	69,581,656	69,588,856	69,527,056	69,588,856
純資産額 (千円)	30,278,532	35,779,922	39,562,723	33,611,221	38,733,119
総資産額 (千円)	59,054,204	61,995,152	63,352,041	61,064,249	66,101,907
1株当たり純資産額 (円)	436.75	514.33	569.30	483.92	555.81
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	40.76	38.20	24.17	94.24	86.61
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	40.60	38.12	24.15	93.90	86.49
1株当たり配当額 (円)	7.00	7.00	8.00	15.00	16.00
自己資本比率 (%)	51.3	57.6	62.2	55.0	58.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	916,060	1,395,872	234,805	1,559,256	5,892,711
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	598,789	821,233	344,093	1,403,263	1,354,962
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	406,617	499,613	935,371	791,765	980,080
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	21,924,136	21,452,737	23,421,109	21,377,711	24,935,380
従業員数 (外、臨時従業員の中間 (年間)平均雇用人員数) (名)	464 (2,085)	474 (2,520)	486 (2,635)	451 (2,157)	450 (2,580)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第51期(第51期中を含む)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

5 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、第53期中間会計期間から同会計基準を適用しております。

6 第52期(第52期中を含む)から臨時従業員の平均雇用人員数には派遣社員の人数を含めて記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、当社は、関係会社を有していません。

3 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年8月20日現在

従業員数(名)	486(2,635)
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の()は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員)の中間会計期間平均雇用人員数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油や原材料価格の高騰などにより企業収益が悪化した影響で、雇用環境は依然として回復せず、企業の設備投資も伸び悩むなど国内景気の減速感はさらに増しながら推移いたしました。

個人消費におきましても、所得の伸び悩みに加え、ガソリンや食品をはじめとする生活必需品の価格が上昇したことで生活防衛の意識がさらに強まり、消費マインドは依然、低調なまま推移しております。

このような環境の中、当社は、商品面では価格と品質で他社との差別化を図るとともに、お客様にとっての便利さを追求するために広い駐車場を兼ね備えた標準化された店舗を全都道府県に網羅するナショナルチェーンとして、当中間会計期間においても20店舗の新規出店を行い、全国ドミナントエリア化を更に推し進めてまいりました。なお、当中間会計期間末の店舗数は625店舗となっております。

当中間会計期間の売上高は、商品別にはマタニティ用品や新生児衣料、ベビーアウトウェア、大型育児用品がやや不振となりましたが、子供衣料やパジャマ、肌着等は順調に推移し、また一方で、店別には前年新店の中で一部不振店舗がありましたが、既存店と当年新店はほぼ会社計画通りに推移いたしました。

利益面では、為替レートの円高による仕入原価の低減効果や、直輸入を含めた利益率の高いプライベートブランド商品の拡大などのプラス要因はあったものの、育児消耗雑貨や衛生用品におけるナショナルブランド商品で荒利率が低下したことや、衣料品の値下げロスの増加に加え、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を当中間会計期間より適用した影響等から、前年の売上総利益率を0.9%下回る結果となりました。販売費及び一般管理費においては、プロジェクトチームを中心に店舗作業の省力化や合理化に積極的に取り組み、人件費をはじめとするコストのコントロールに努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は563億2千4百万円と前年同期比106.4%、営業利益は41億4千1百万円と前年同期比91.1%、また経常利益は42億5千万円と前年同期比91.6%となりました。なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」適用初年度に発生する、期首時点における簿価切下げ額12億1百万円を特別損失に計上しておりますので、中間純利益につきましては、16億7千7百万円と前年同期比63.2%となっております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動により2億3千4百万円減少し、投資活動により3億4千4百万円減少し、財務活動により9億3千5百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は15億1千4百万円の減少となり、中間会計期間末残高は234億2千1百万円(前年同期比9.2%増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金は、2億3千4百万円(前年同期比16億3千万円減)の減少となりました。これは主に、税引前中間純利益30億4千7百万円やたな卸資産の減少額15億円による増加があった一方で、買掛金の早期支払に伴う仕入債務の減少額27億8千5百万円による減少および法人税等20億4千3百万円の支払があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金は、3億4千4百万円(前年同期比4億7千7百万円増)の減少となりました。これは、積極的な出店により、建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出5億9千4百万円や有形固定資産の取得による支出2億9千2百万円があり、一方で約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が5億4千2百万円あったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金は、9億3千5百万円(前年同期比4億3千5百万円減)の減少となりました。これは、配当金の支払額が6億2千5百万円あったことや、自己株式の取得による支出が3億9百万円あったことによります。

2 【販売実績】

(1) 商品別売上高

商品別	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
子供衣料	19,845,675	110.1
育児・服飾雑貨	27,721,226	105.9
ベビー・マタニティー衣料	8,553,623	100.3
その他	203,755	101.8
合計	56,324,281	106.4

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 地域別売上高

地域	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)					
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	中間期末 店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店 (店)	退店 (店)
北海道	2,166,364	3.9	107.6	26	3	-
青森県	837,439	1.5	114.4	10	2	1
岩手県	480,341	0.9	104.5	5	-	-
宮城県	977,297	1.7	103.1	11	-	-
秋田県	563,377	1.0	107.7	8	-	-
山形県	675,548	1.2	101.8	9	-	-
福島県	1,035,724	1.8	106.1	10	-	-
北海道・東北地区計	6,736,093	12.0	106.6	79	5	1
茨城県	1,422,704	2.5	107.4	18	1	-
栃木県	1,113,180	2.0	107.4	15	1	-
群馬県	865,642	1.5	108.2	11	2	-
埼玉県	3,336,042	5.9	100.7	35	1	-
千葉県	2,585,924	4.6	103.7	30	-	-
東京都	3,190,245	5.7	103.7	32	-	-
神奈川県	3,230,069	5.7	109.0	26	2	-
関東地区計	15,743,809	27.9	104.9	167	7	-
新潟県	967,572	1.7	107.9	13	2	-
富山県	472,602	0.8	101.1	6	-	-
石川県	408,371	0.7	89.9	6	-	-
福井県	442,322	0.8	99.5	5	-	-
山梨県	518,090	0.9	102.8	6	-	-
長野県	1,106,262	2.0	121.2	12	3	-
岐阜県	824,872	1.5	117.9	9	2	-
静岡県	2,212,730	3.9	108.7	19	3	-
愛知県	2,862,332	5.1	108.0	28	3	-
中部地区計	9,815,157	17.4	108.3	104	13	-

地域	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)					
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	中間期末 店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店 (店)	退店 (店)
三重県	781,696	1.4	102.8	10	-	-
滋賀県	697,553	1.2	122.8	9	3	-
京都府	754,483	1.3	104.4	7	-	-
大阪府	4,609,790	8.2	107.9	47	5	1
兵庫県	2,641,574	4.7	107.0	39	3	-
奈良県	679,181	1.2	113.5	7	-	-
和歌山県	486,956	0.9	120.6	5	1	-
近畿地区計	10,651,238	18.9	108.7	124	12	1
鳥取県	378,879	0.7	102.1	4	-	-
島根県	354,294	0.6	95.2	4	-	-
岡山県	772,760	1.4	104.5	9	1	-
広島県	1,226,521	2.2	104.3	13	1	-
山口県	642,032	1.1	112.0	9	2	-
中国地区計	3,374,488	6.0	104.4	39	4	-
徳島県	488,631	0.9	104.5	5	-	-
香川県	463,780	0.8	102.5	5	-	-
愛媛県	776,803	1.4	95.1	9	1	1
高知県	447,206	0.8	100.2	3	-	-
四国地区計	2,176,422	3.9	99.7	22	1	1
福岡県	2,801,788	5.0	105.4	34	2	-
佐賀県	504,520	0.9	101.2	6	-	-
長崎県	772,260	1.4	121.2	9	3	-
熊本県	1,000,196	1.8	106.6	12	1	-
大分県	699,056	1.2	104.2	9	1	-
宮崎県	695,167	1.2	105.1	7	-	-
鹿児島県	745,889	1.3	97.0	8	-	-
沖縄県	463,308	0.8	116.7	5	1	-
九州・沖縄地区計	7,682,188	13.6	106.2	90	8	-
その他	144,883	0.3	142.0	-	-	-
合計	56,324,281	100.0	106.4	625	50	3

- (注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
3 店舗異動状況は、前中間会計期間末の翌日から当中間会計期間末までの異動状況を記載しております。

(3) 単位当たりの売上高

項目	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	
	実績	前年同期比(%)
売場面積(平均)(㎡)	400,300	109.1
1㎡当たり期間売上高(千円)	140	97.5
従業員数(平均)(人)	3,119.0	104.1
1人当たり期間売上高(千円)	18,058	102.2

- (注) 1 売場面積(平均)は営業店舗の稼動月数を基礎として算出しております。
2 従業員数(平均)のうち、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員は正社員換算(1日8時間換算)して算出しております。
3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【仕入実績】

商品別	当中間会計期間 (自 平成20年2月21日 至 平成20年8月20日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
子供衣料	12,002,403	106.0
育児・服飾雑貨	19,485,780	107.2
ベビー・マタニティー衣料	5,127,848	94.5
その他	161,178	106.6
合計	36,777,210	104.9

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

4 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間における設備の異動は、下記「2 設備の新設、除却等の計画」の(1)および(2)に記載したほか特記すべき事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前事業年度末において、計画中であった設備の新設、重要な拡充のうち、当中間会計期間に完成した主なものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
横浜センター南店 (横浜市都筑区)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 698㎡)	54,540	平成20年2月	新設
静岡瀬名川店 (静岡市葵区)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 662㎡)	41,000	平成20年3月	新設
信中野店 (長野県中野市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 690㎡)	39,000	平成20年3月	新設
淀川新高店 (大阪市淀川区)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 491㎡)	41,660	平成20年3月	新設
小田原シティモール店 (神奈川県小田原市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 724㎡)	34,900	平成20年3月	新設
平野西店 (大阪市平野区)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 507㎡)	32,925	平成20年4月	新設
安中店 (群馬県安中市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 686㎡)	40,360	平成20年4月	新設
和歌山橋本店 (和歌山県橋本市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 692㎡)	39,991	平成20年4月	新設
宝塚山本店 (兵庫県宝塚市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 640㎡)	38,950	平成20年6月	新設
クロスガーデン佐世保店 (長崎県佐世保市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 652㎡)	38,038	平成20年6月	新設
高浜店 (愛知県高浜市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 687㎡)	40,600	平成20年7月	新設
高崎高関店 (群馬県高崎市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 673㎡)	37,250	平成20年7月	新設
草津店 (滋賀県草津市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 661㎡)	40,100	平成20年7月	新設
アクロスプラザ西脇店 (兵庫県西脇市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 666㎡)	44,580	平成20年7月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当中間会計期間に新たに計画が確定し、当中間会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
アプレ青森店 (青森県青森市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 655㎡)	37,385	平成20年3月	新設
パロー上越モール店 (新潟県上越市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 646㎡)	25,660	平成20年4月	新設
宇都宮岩曽店 (栃木県宇都宮市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 853㎡)	47,629	平成20年6月	新設
メルクス山口店 (山口県山口市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 1,437㎡)	9,270	平成20年6月	新設
飯田店 (長野県飯田市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 866㎡)	41,590	平成20年7月	新設
熊谷円光店 (埼玉県熊谷市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 684㎡)	40,225	平成20年7月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 当中間会計期間に新たに確定した設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
藤沢葛原店	神奈川県藤沢市	賃借	40,760	5,000	35,760	平成年 月 20. 3	平成年 月 20. 9	692	新設
石岡店	茨城県石岡市	賃借	33,300	-	33,300	20. 8	20. 9	855	新設
南砂町スナモ 店	東京都江東区	賃借	33,808	8,348	25,460	20. 7	20.10	638	新設
西春店	愛知県北名古屋市	賃借	40,100	5,000	35,100	20. 3	20.10	668	新設
恵那店	岐阜県恵那市	賃借	36,500	14,000	22,500	20. 3	20.11	692	新設
いわき平店	福島県いわき市	賃借	41,500	5,000	36,500	20. 7	20.11	853	新設
フレスポ神辺 モール店	広島県福山市	賃借	38,300	10,000	28,300	20. 4	20.11	786	新設
豊中永楽荘店	大阪府豊中市	賃借	35,300	5,000	30,300	20. 5	20.11	559	新設
フレスポ一関 店	岩手県一関市	賃借	38,200	5,000	33,200	20. 4	20.11	670	新設
袋井店	静岡県袋井市	賃借	45,670	-	45,670	20. 5	20.12	841	新設
大分日田店	大分県日田市	賃借	44,370	-	44,370	20. 8	20.12	841	新設
春日井店	愛知県春日井市	賃借	41,500	5,000	36,500	20. 3	20.12	665	新設
海南店	和歌山県海南市	賃借	46,000	-	46,000	20. 7	20.12	840	新設
豊橋三ツ相店	愛知県豊橋市	賃借	46,800	5,000	41,800	20. 7	20.12	827	新設
フレスポ桜井 店	奈良県桜井市	賃借	44,000	-	44,000	20. 6	20.12	858	新設
会津アピオ店	福島県会津若松市	賃借	47,500	5,000	42,500	20. 7	21. 4	834	新設
合計			653,608	72,348	581,260			12,123	

- (注) 1 店舗にかかる着手年月は、賃貸借契約締結月を記載しております。
2 今後の所要資金581,260千円は、自己資金により賄う予定であります。
3 予算金額の内容は、建設協力金又は敷金・保証金および設備造作であります。
4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年8月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
計	69,588,856	69,588,856		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日からこの半期報告書提出日までに新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成15年5月14日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	666	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191,808	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり942	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 942 資本組入額 471	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問弁護士は、新株予約権の行使時においても当社顧問弁護士であることを要する。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

第2回新株予約権（平成16年5月18日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	276	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,240	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,688	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,688 資本組入額 844	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

第3回新株予約権（平成17年5月17日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	583	576
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	7	14
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,600	115,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,688	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,688 資本組入額 844	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成18年5月16日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	144	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	14,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,185	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,632 資本組入額 1,316	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（平成18年5月16日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	678	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	67,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,185	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月1日～ 平成22年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,632 資本組入額 1,316	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	中間会計期間末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,711	2,708
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	21
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	271,100	270,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（平成20年5月13日定時株主総会決議分）

	中間会計期末現在 (平成20年8月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	439	436
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,900	43,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,335 資本組入額 1,168	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年2月21日～ 平成20年8月20日		69,588,856		2,523,031		2,321,155

(5) 【大株主の状況】

平成20年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38 - 1	8,878.5	12.76
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,788.9	8.32
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人:株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	5,532.8	7.95
資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	5,059.6	7.27
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	4,438.1	6.38
ビービーエイチフォーフィデリ ティーロープライスストック ファンド (常任代理人:株式会社三菱東 京UFJ銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109, U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 決済事業部)	2,951.0	4.24
大村 禎 史	兵庫県姫路市	2,817.0	4.05
茂 理 佳 弘	兵庫県姫路市	2,197.9	3.16
モルガンスタンレーアンドカン パニーインク (常任代理人:モルガン・スタ ンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	2,019.0	2.90
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7-9	1,524.1	2.19
計		41,207.0	59.22

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,788.9千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	5,059.6千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,438.1千株

- 2 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数5,059.6千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。
- 3 株式会社みずほ銀行から、平成20年6月20日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成20年6月13日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1 番5号	1,866.2	2.68
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番 1号	2,421.1	3.48
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3丁目5番27号	223.2	0.32
計		4,510.5	6.48

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 397,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,090,200	690,902	100株につき、1個の議決権を有しております。
単元未満株式	普通株式 101,656		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		690,902	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が12,400株(議決権124個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 1	397,000		397,000	0.6
計		397,000		397,000	0.6

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	1,207	1,385	1,420	1,337	1,175	1,184
最低(円)	808	1,134	1,176	947	942	952

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当該中間会計期間における月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (管理本部長)	常務取締役 (店舗開発本部長)	江畑 恵 司	平成20年9月1日
取締役 (店舗運営本部長)	取締役 (管理本部長)	長谷川 壽 人	平成20年9月1日
取締役 (営業企画室長)	取締役 (店舗運営本部長)	仲 本 豊	平成20年9月1日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第52期中間会計期間(平成19年2月21日から平成19年8月20日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、第53期中間会計期間(平成20年2月21日から平成20年8月20日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期中間会計期間(平成19年2月21日から平成19年8月20日まで)及び第53期中間会計期間(平成20年2月21日から平成20年8月20日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成していません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月20日)		当中間会計期間末 (平成20年8月20日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年2月20日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		20,172,314		21,305,550		22,885,506	
2 売掛金		630,174		703,624		629,728	
3 たな卸資産		16,870,358		15,887,906		17,388,402	
4 繰延税金資産		363,025		462,159		375,624	
5 預け金		1,280,423		2,115,559		2,049,874	
6 その他		1,519,091		1,671,970		1,527,297	
流動資産合計		40,835,388	65.9	42,146,771	66.5	44,856,434	67.9
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 建物		1,569,256		1,536,483		1,551,983	
(2) 土地		1,139,411		1,139,411		1,139,411	
(3) その他		2,183,488		2,103,044		2,160,720	
有形固定資産合計		4,892,156	7.9	4,778,940	7.5	4,852,115	7.3
2 無形固定資産		91,979	0.1	95,232	0.2	98,093	0.1
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		14,135		11,483		10,154	
(2) 繰延税金資産		229,727		241,402		236,554	
(3) 建設協力金		12,116,900		12,069,833		12,177,164	
(4) 敷金・保証金		2,330,967		2,534,505		2,419,335	
(5) 貸倒引当金		14,000					
(6) その他		1,497,897		1,473,872		1,452,054	
投資その他の資産 合計		16,175,628	26.1	16,331,096	25.8	16,295,264	24.7
固定資産合計		21,159,764	34.1	21,205,269	33.5	21,245,473	32.1
資産合計		61,995,152	100.0	63,352,041	100.0	66,101,907	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月20日)		当中間会計期間末 (平成20年8月20日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年2月20日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 支払手形		2,676,390		3,153,005		3,978,771	
2 買掛金	2	17,205,590		14,763,196		16,722,682	
3 未払法人税等		2,029,309		1,546,286		2,119,598	
4 賞与引当金		392,656		410,143		380,597	
5 設備関係支払手形		264,970		196,423		241,379	
6 その他	2	3,246,050		3,261,857		3,492,157	
流動負債合計		25,814,969	41.6	23,330,911	36.8	26,935,185	40.7
固定負債							
1 退職給付引当金		238,661		267,482		254,131	
2 役員退職慰労引当金		161,600		187,725		176,000	
3 その他				3,198		3,470	
固定負債合計		400,261	0.7	458,405	0.7	433,601	0.7
負債合計		26,215,230	42.3	23,789,317	37.5	27,368,787	41.4
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		2,519,640	4.1	2,523,031	4.0	2,523,031	3.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,317,764		2,321,155		2,321,155	
(2) その他資本剰余金		527		548		548	
資本剰余金合計		2,318,291	3.7	2,321,703	3.7	2,321,703	3.5
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		132,216		132,216		132,216	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		27,202,000		32,037,000		27,202,000	
繰越利益剰余金		3,695,145		2,789,235		6,572,457	
利益剰余金合計		31,029,361	50.0	34,958,451	55.2	33,906,673	51.3
4 自己株式		120,104	0.2	430,629	0.7	120,689	0.2
株主資本合計		35,747,189	57.6	39,372,557	62.2	38,630,718	58.4
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		4,690	0.0	3,111	0.0	2,321	0.0
2 繰延ヘッジ損益		13,029	0.0	15,410	0.0	8,384	0.0
評価・換算差額等 合計		8,338	0.0	18,522	0.0	6,062	0.0
新株予約権		41,071	0.1	171,644	0.3	108,463	0.2
純資産合計		35,779,922	57.7	39,562,723	62.5	38,733,119	58.6
負債・純資産合計		61,995,152	100.0	63,352,041	100.0	66,101,907	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)		当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高		52,933,404	100.0	56,324,281	100.0	110,851,396	100.0			
売上原価	1	34,590,576	65.3	37,302,103	66.2	72,040,460	65.0			
売上総利益		18,342,828	34.7	19,022,178	33.8	38,810,936	35.0			
販売費及び一般管理費		13,797,505	26.1	14,880,589	26.4	28,532,139	25.7			
営業利益		4,545,322	8.6	4,141,588	7.4	10,278,796	9.3			
営業外収益	2	96,046	0.2	111,364	0.2	206,330	0.2			
営業外費用	3	1,950	0.0	2,172	0.0	2,367	0.0			
経常利益		4,639,419	8.8	4,250,780	7.6	10,482,759	9.5			
特別利益	4	19,782	0.0	-	-	55,810	0.0			
特別損失	1,5,6	161	0.0	1,203,688	2.2	24,794	0.0			
税引前中間 (当期)純利益		4,659,040	8.8	3,047,092	5.4	10,513,775	9.5			
法人税、住民税 及び事業税		1,951,000		1,478,000		4,463,000				
法人税等調整額		54,489	2,005,489	3.8	108,117	1,369,882	2.4	33,514	4,496,514	4.1
中間(当期)純利益		2,653,550	5.0	1,677,209	3.0	6,017,261	5.4			

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成19年2月21日 至 平成19年8月20日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年2月20日残高(千円)	2,490,268	2,288,392	527	2,288,919
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	29,372	29,372		29,372
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
別途積立金の積立				
中間会計期間中の変動額合計(千円)	29,372	29,372		29,372
平成19年8月20日残高(千円)	2,519,640	2,317,764	527	2,318,291

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年2月20日残高(千円)	132,216	21,781,000	7,018,048	28,931,264	118,889	33,591,563
中間会計期間中の変動額						
新株の発行						58,744
剰余金の配当			555,452	555,452		555,452
中間純利益			2,653,550	2,653,550		2,653,550
自己株式の取得					1,215	1,215
別途積立金の積立		5,421,000	5,421,000			
中間会計期間中の変動額合計(千円)		5,421,000	3,322,902	2,098,097	1,215	2,155,626
平成19年8月20日残高(千円)	132,216	27,202,000	3,695,145	31,029,361	120,104	35,747,189

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月20日残高(千円)	7,264	702	7,966	11,691	33,611,221
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					58,744
剰余金の配当					555,452
中間純利益					2,653,550
自己株式の取得					1,215
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	2,574	13,731	16,305	29,380	13,074
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	2,574	13,731	16,305	29,380	2,168,700
平成19年8月20日残高(千円)	4,690	13,029	8,338	41,071	35,779,922

当中間会計期間(自 平成20年2月21日 至 平成20年8月20日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成20年2月20日残高(千円)	2,523,031	2,321,155	548	2,321,703
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-
平成20年8月20日残高(千円)	2,523,031	2,321,155	548	2,321,703

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
別途積立金		繰越利益剰余金					
平成20年2月20日残高(千円)	132,216	27,202,000	6,572,457	33,906,673	120,689	38,630,718	
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当			625,431	625,431		625,431	
中間純利益			1,677,209	1,677,209		1,677,209	
自己株式の取得					309,939	309,939	
別途積立金の積立		4,835,000	4,835,000	-		-	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	4,835,000	3,783,221	1,051,778	309,939	741,838	
平成20年8月20日残高(千円)	132,216	32,037,000	2,789,235	34,958,451	430,629	39,372,557	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成20年2月20日残高(千円)	2,321	8,384	6,062	108,463	38,733,119
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					625,431
中間純利益					1,677,209
自己株式の取得					309,939
別途積立金の積立					-
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	790	23,794	24,584	63,180	87,765
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	790	23,794	24,584	63,180	829,603
平成20年8月20日残高(千円)	3,111	15,410	18,522	171,644	39,562,723

前事業年度(自 平成19年2月21日 至 平成20年2月20日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年2月20日残高(千円)	2,490,268	2,288,392	527	2,288,919
事業年度中の変動額				
新株の発行	32,763	32,763		32,763
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			20	20
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(千円)	32,763	32,763	20	32,783
平成20年2月20日残高(千円)	2,523,031	2,321,155	548	2,321,703

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
	別途積立金						
平成19年2月20日残高(千円)	132,216	21,781,000	7,018,048	28,931,264	118,889	33,591,563	
事業年度中の変動額							
新株の発行						65,526	
剰余金の配当			1,041,852	1,041,852		1,041,852	
当期純利益			6,017,261	6,017,261		6,017,261	
自己株式の取得					1,895	1,895	
自己株式の処分					95	115	
別途積立金の積立		5,421,000	5,421,000	-		-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	-	5,421,000	445,590	4,975,409	1,800	5,039,155	
平成20年2月20日残高(千円)	132,216	27,202,000	6,572,457	33,906,673	120,689	38,630,718	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月20日残高(千円)	7,264	702	7,966	11,691	33,611,221
事業年度中の変動額					
新株の発行					65,526
剰余金の配当					1,041,852
当期純利益					6,017,261
自己株式の取得					1,895
自己株式の処分					115
別途積立金の積立					-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	4,942	9,086	14,029	96,772	82,743
事業年度中の変動額合計(千円)	4,942	9,086	14,029	96,772	5,121,898
平成20年2月20日残高(千円)	2,321	8,384	6,062	108,463	38,733,119

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	前事業年度 (自平成19年2月21日 至平成20年2月20日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		4,659,040	3,047,092	10,513,775
2 減価償却費		340,012	346,567	722,930
3 減損損失				19,637
4 賞与引当金の増加額		30,398	29,546	18,339
5 退職給付引当金の増加額		15,979	13,351	31,449
6 役員退職慰労引当金の 増減額(減少額)		4,800	11,725	9,600
7 受取利息及び受取配当金		60,006	64,409	123,339
8 店舗閉店損失				4,521
9 売上債権の増加額		104,408	73,895	103,962
10 たな卸資産の増減額 (増加額)		506,849	1,500,496	1,024,893
11 仕入債務の増減額 (減少額)		114,880	2,785,251	934,291
12 その他		366,713	217,119	39,991
小計		4,117,533	1,808,101	11,042,341
13 利息及び配当金の受取額		115	120	152
14 法人税等の支払額		2,721,776	2,043,027	5,149,782
営業活動による キャッシュ・フロー		1,395,872	234,805	5,892,711
投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の 取得による支出		619,678	292,960	1,026,420
2 建設協力金及び敷金・ 保証金の差入による支出		753,862	594,001	1,479,447
3 建設協力金及び敷金・ 保証金の回収による収入		552,307	542,868	1,150,906
投資活動による キャッシュ・フロー		821,233	344,093	1,354,962

		前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
1 配当金の支払額		555,452	625,431	1,041,852
2 株式の発行による収入		57,054		63,572
3 自己株式取得による支出			309,939	
4 その他		1,215		1,800
財務活動による キャッシュ・フロー		499,613	935,371	980,080
現金及び現金同等物に係る 換算差額				
現金及び現金同等物の 増減額(減少額)		75,026	1,514,270	3,557,669
現金及び現金同等物の 期首残高		21,377,711	24,935,380	21,377,711
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		21,452,737	23,421,109	24,935,380

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) たな卸資産 売価還元法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ...中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ...移動平均法による原価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>	<p>(1) たな卸資産 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第9号)が平成20年 3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用しております。 これにより、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益および経常利益は143,134千円減少し、税引前中間純利益は1,344,988千円減少しております。</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) たな卸資産 売価還元法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	前事業年度 (自平成19年2月21日 至平成20年2月20日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～39年 構築物 10年～20年 什器備品 3年～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) および(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (追加情報) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) および(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) および(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	前事業年度 (自平成19年2月21日 至平成20年2月20日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間については、該当がないため計上してありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度については、該当がないため計上してありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	前事業年度 (自平成19年2月21日 至平成20年2月20日)
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によって おります。なお、振当処 理の要件を満たしてい る為替予約については 振当処理によっており ます。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建輸 入取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替変動リスクを回避す る目的で為替予約取引 を利用しております。 なお、当社は投機目的 のデリバティブ取引は 行わないこととしてお ります。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方 法 ヘッジ開始時から有効性 判定時点までの期間に おいて、ヘッジ対象と ヘッジ手段の相場変動 を比較し、両者の変動 額を基礎にして判断し ております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方 法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対 象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方 法 同左</p>
6 中間キャッシュ・ フロー計算書 (キャッシュ・フ ロー計算書)にお ける資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計 算書における資金(現金及 び現金同等物)は、手許現 金、随時引出し可能な預金 及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動につ いて僅少なリスクしか負わ ない取得日から3ヶ月以内 に償還期限の到来する短期 投資からなっております。</p>	同左	<p>キャッシュ・フロー計算書 における資金(現金及び現 金同等物)は、手許現金、随 時引出し可能な預金及び容 易に換金可能であり、かつ、 価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日 から3ヶ月以内に償還期限 の到来する短期投資から なっております。</p>
7 その他中間財務諸 表(財務諸表)作成 のための基本とな る重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しており、 仮払消費税等及び仮受消費 税等は相殺のうえ、流動負 債の「その他」に含めて表 示しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっておりま す。</p>

(表示方法の変更)

前中間会計期間 (自 平成19年 2 月21日 至 平成19年 8 月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2 月21日 至 平成20年 8 月20日)
	(中間キャッシュ・フロー計算書) 前中間会計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」(前中間会計期間1,215千円)については、金額の重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年8月20日)	当中間会計期間末 (平成20年8月20日)	前事業年度末 (平成20年2月20日)
<p>1 有形固定資産減価償却累計額 6,079,370千円</p> <p>2 ファクタリング期日前決済 仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、中間財務諸表において以下の金額を中間会計期間末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 5,148,947千円 (前中間会計期間末は2,457,520千円)</p> <p>流動負債「その他」(未払金) 237,100千円 (前中間会計期間末はなし)</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 6,757,313千円</p> <p>2 ファクタリング期日前決済 仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、中間財務諸表において以下の金額を中間会計期間末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 8,846,946千円 流動負債「その他」(未払金) 203,900千円</p> <p>3 偶発債務 仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。 2,929,336千円</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 6,419,265千円</p> <p>2 ファクタリング期日前決済 仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。</p> <p>買掛金 6,513,297千円 流動負債「その他」(未払金) 289,280千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p> 受取利息 59,895千円</p> <p> 期日前決済割引料 25,337千円</p> <p>3 営業外費用の主要項目</p> <p> 株式交付費 1,689千円</p> <p>4 特別利益の主要項目</p> <p> 移転補償差益 19,782千円</p>	<p>1 売上原価にはたな卸資産評価損(たな卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下げ額)143,134千円が含まれております。</p> <p>また、特別損失には「棚卸資産の評価に関する会計基準」適用初年度に発生する、期首時点における簿価切下げ額1,201,853千円が含まれております。</p> <p>2 営業外収益の主要項目</p> <p> 受取利息 64,296千円</p> <p> 期日前決済割引料 39,767千円</p> <p>5 特別損失の主要項目</p> <p> たな卸資産評価損 1,201,853千円</p>	<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p> 受取利息 123,202千円</p> <p> 期日前決済割引料 62,307千円</p> <p>3 営業外費用の主要項目</p> <p> 株式交付費 1,974千円</p> <p>4 特別利益の主要項目</p> <p> 移転等補償差益 55,810千円</p> <p>5 特別損失の主要項目</p> <p> 減損損失 19,637千円</p>

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)																												
		<p>6 減損損失</p> <p>当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="963 327 1356 1081"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類および金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業用資産 (店舗)</td> <td rowspan="4">埼玉県 川越市</td> <td>建物 2,921千円</td> </tr> <tr> <td>構築物 1,942千円</td> </tr> <tr> <td>什器備品 882千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産 1,875千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業用資産 (店舗)</td> <td rowspan="4">兵庫県 姫路市</td> <td>建物 904千円</td> </tr> <tr> <td>構築物 1,578千円</td> </tr> <tr> <td>什器備品 507千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産 1,594千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業用資産 (店舗)</td> <td rowspan="3">宮城県 仙台市</td> <td>建物 433千円</td> </tr> <tr> <td>構築物 1,716千円</td> </tr> <tr> <td>什器備品 2,207千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業用資産 (店舗)</td> <td rowspan="2">兵庫県 三田市</td> <td>建物 830千円</td> </tr> <tr> <td>構築物 2,241千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングしております。</p> <p>上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、適切に市場価格を反映していると考えられる不動産鑑定士による鑑定結果等の評価額を基に算出し評価しております。</p> <p>7 減価償却実施額</p> <table border="1" data-bbox="963 1749 1356 1836"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>714,478千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>8,451千円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	種類および金額	事業用資産 (店舗)	埼玉県 川越市	建物 2,921千円	構築物 1,942千円	什器備品 882千円	リース資産 1,875千円	事業用資産 (店舗)	兵庫県 姫路市	建物 904千円	構築物 1,578千円	什器備品 507千円	リース資産 1,594千円	事業用資産 (店舗)	宮城県 仙台市	建物 433千円	構築物 1,716千円	什器備品 2,207千円	事業用資産 (店舗)	兵庫県 三田市	建物 830千円	構築物 2,241千円	有形固定資産	714,478千円	無形固定資産	8,451千円
用途	場所	種類および金額																												
事業用資産 (店舗)	埼玉県 川越市	建物 2,921千円																												
		構築物 1,942千円																												
		什器備品 882千円																												
		リース資産 1,875千円																												
事業用資産 (店舗)	兵庫県 姫路市	建物 904千円																												
		構築物 1,578千円																												
		什器備品 507千円																												
		リース資産 1,594千円																												
事業用資産 (店舗)	宮城県 仙台市	建物 433千円																												
		構築物 1,716千円																												
		什器備品 2,207千円																												
事業用資産 (店舗)	兵庫県 三田市	建物 830千円																												
		構築物 2,241千円																												
有形固定資産	714,478千円																													
無形固定資産	8,451千円																													
<p>7 減価償却実施額</p> <table border="1" data-bbox="197 1776 517 1836"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>335,995千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4,016千円</td> </tr> </tbody> </table>	有形固定資産	335,995千円	無形固定資産	4,016千円	<p>7 減価償却実施額</p> <table border="1" data-bbox="612 1776 932 1836"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>341,606千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4,960千円</td> </tr> </tbody> </table>	有形固定資産	341,606千円	無形固定資産	4,960千円	<p>7 減価償却実施額</p> <table border="1" data-bbox="1032 1776 1351 1836"> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>714,478千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>8,451千円</td> </tr> </tbody> </table>	有形固定資産	714,478千円	無形固定資産	8,451千円																
有形固定資産	335,995千円																													
無形固定資産	4,016千円																													
有形固定資産	341,606千円																													
無形固定資産	4,960千円																													
有形固定資産	714,478千円																													
無形固定資産	8,451千円																													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	69,527,056	54,600		69,581,656
自己株式				
普通株式(注)2	95,449	592		96,041

(注)1 増加株式数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 54,600株

2 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 592株

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度末	増加	減少	当中間会 計期間末	
提出会社	第4回新株予約権(注)					3,803	
	第5回新株予約権(注)					17,908	
	第6回新株予約権(注)					4,652	
	第7回新株予約権(注)					14,706	
合計						41,071	

(注)ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 定時株主総会	普通株式	555,452千円	8円00銭	平成19年2月20日	平成19年5月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年10月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	486,399千円	7円00銭	平成19年8月20日	平成19年11月1日

当中間会計期間（自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856	-	-	69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	96,465	300,576	-	397,041

(注) 増加株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 300,000株
単元未満株式の買取りによる増加 576株

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度末	増加	減少	当中間会 計期間末	
提出会社	第4回新株予約権(注)					6,436	
	第5回新株予約権(注)					30,306	
	第6回新株予約権(注)					32,568	
	第7回新株予約権(注)					101,373	
	第8回新株予約権(注)					959	
合計						171,644	

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ス
トック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 定時株主総会	普通株式	625,431千円	9円00銭	平成20年2月20日	平成20年5月14日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年10月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	553,534千円	8円00銭	平成20年8月20日	平成20年11月4日

前事業年度（自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日）

1．発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	69,527,056	61,800	-	69,588,856
自己株式				
普通株式(注) 2	95,449	1,092	76	96,465

(注) 1 増加株式数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 61,800株

2 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,092株

単元未満株式の売却による減少 76株

2．新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第4回新株予約権(注)					5,559	
	第5回新株予約権(注)					26,173	
	第6回新株予約権(注)					18,610	
	第7回新株予約権(注)					58,120	
合計						108,463	

(注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 定時株主総会	普通株式	555,452千円	8円00銭	平成19年2月20日	平成19年5月16日
平成19年10月1日 取締役会	普通株式	486,399千円	7円00銭	平成19年8月20日	平成19年11月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	625,431千円	9円00銭	平成20年2月20日	平成20年5月14日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成19年 8月20日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成20年 8月20日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成20年 2月20日現在)
現金及び 預金勘定 20,172,314千円	現金及び 預金勘定 21,305,550千円	現金及び 預金勘定 22,885,506千円
預け金勘定 1,280,423千円	預け金勘定 2,115,559千円	預け金勘定 2,049,874千円
現金及び 現金同等物 21,452,737千円	現金及び 現金同等物 23,421,109千円	現金及び 現金同等物 24,935,380千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)																																																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)</th> <th>無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)</th> <th>計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,281,341</td> <td>715,544</td> <td>2,996,885</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,034,133</td> <td>310,654</td> <td>1,344,787</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,247,207</td> <td>404,890</td> <td>1,652,098</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>470,292千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,205,295千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,675,587千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>278,554千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>259,273千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>13,773千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)	取得価額相当額	2,281,341	715,544	2,996,885	減価償却累計額相当額	1,034,133	310,654	1,344,787	中間期末残高相当額	1,247,207	404,890	1,652,098	1年内	470,292千円	1年超	1,205,295千円	合計	1,675,587千円	支払リース料	278,554千円	減価償却費相当額	259,273千円	支払利息相当額	13,773千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)</th> <th>無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)</th> <th>計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,025,086</td> <td>1,075,161</td> <td>3,100,248</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>919,162</td> <td>493,129</td> <td>1,412,292</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>3,198</td> <td></td> <td>3,198</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,102,726</td> <td>582,031</td> <td>1,684,757</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額およびリース資産減損勘定中間期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>498,568千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,215,668千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,714,237千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定中間期末残高</td> <td>3,198千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>291,648千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>272千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>277,470千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>11,466千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)	取得価額相当額	2,025,086	1,075,161	3,100,248	減価償却累計額相当額	919,162	493,129	1,412,292	減損損失累計額相当額	3,198		3,198	中間期末残高相当額	1,102,726	582,031	1,684,757	未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	498,568千円	1年超	1,215,668千円	合計	1,714,237千円	リース資産減損勘定中間期末残高	3,198千円	支払リース料	291,648千円	リース資産減損勘定の取崩額	272千円	減価償却費相当額	277,470千円	支払利息相当額	11,466千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)</th> <th>無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)</th> <th>計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,207,082</td> <td>768,317</td> <td>2,975,399</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,000,088</td> <td>386,171</td> <td>1,386,259</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>3,470</td> <td></td> <td>3,470</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,203,523</td> <td>382,146</td> <td>1,585,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>469,889千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,144,662千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,614,552千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>3,470千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>561,262千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>522,632千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>26,584千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>3,470千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)	取得価額相当額	2,207,082	768,317	2,975,399	減価償却累計額相当額	1,000,088	386,171	1,386,259	減損損失累計額相当額	3,470		3,470	期末残高相当額	1,203,523	382,146	1,585,669	未経過リース料期末残高相当額		1年内	469,889千円	1年超	1,144,662千円	合計	1,614,552千円	リース資産減損勘定期末残高	3,470千円	支払リース料	561,262千円	減価償却費相当額	522,632千円	支払利息相当額	26,584千円	減損損失	3,470千円
	有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)																																																																																																							
取得価額相当額	2,281,341	715,544	2,996,885																																																																																																							
減価償却累計額相当額	1,034,133	310,654	1,344,787																																																																																																							
中間期末残高相当額	1,247,207	404,890	1,652,098																																																																																																							
1年内	470,292千円																																																																																																									
1年超	1,205,295千円																																																																																																									
合計	1,675,587千円																																																																																																									
支払リース料	278,554千円																																																																																																									
減価償却費相当額	259,273千円																																																																																																									
支払利息相当額	13,773千円																																																																																																									
	有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)																																																																																																							
取得価額相当額	2,025,086	1,075,161	3,100,248																																																																																																							
減価償却累計額相当額	919,162	493,129	1,412,292																																																																																																							
減損損失累計額相当額	3,198		3,198																																																																																																							
中間期末残高相当額	1,102,726	582,031	1,684,757																																																																																																							
未経過リース料中間期末残高相当額																																																																																																										
1年内	498,568千円																																																																																																									
1年超	1,215,668千円																																																																																																									
合計	1,714,237千円																																																																																																									
リース資産減損勘定中間期末残高	3,198千円																																																																																																									
支払リース料	291,648千円																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	272千円																																																																																																									
減価償却費相当額	277,470千円																																																																																																									
支払利息相当額	11,466千円																																																																																																									
	有形固定資産 「その他」 (什器備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウエア) (千円)	計 (千円)																																																																																																							
取得価額相当額	2,207,082	768,317	2,975,399																																																																																																							
減価償却累計額相当額	1,000,088	386,171	1,386,259																																																																																																							
減損損失累計額相当額	3,470		3,470																																																																																																							
期末残高相当額	1,203,523	382,146	1,585,669																																																																																																							
未経過リース料期末残高相当額																																																																																																										
1年内	469,889千円																																																																																																									
1年超	1,144,662千円																																																																																																									
合計	1,614,552千円																																																																																																									
リース資産減損勘定期末残高	3,470千円																																																																																																									
支払リース料	561,262千円																																																																																																									
減価償却費相当額	522,632千円																																																																																																									
支払利息相当額	26,584千円																																																																																																									
減損損失	3,470千円																																																																																																									

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
2 オペレーティングリース取引に係る未経過リース料	2 オペレーティングリース取引に係る未経過リース料	2 オペレーティングリース取引に係る未経過リース料
1年内 28,800千円	1年内 28,800千円	1年内 28,800千円
1年超 331,200千円	1年超 302,400千円	1年超 316,800千円
合計 360,000千円	合計 331,200千円	合計 345,600千円

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年 8月20日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	6,252	14,135	7,882

当中間会計期間末(平成20年 8月20日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	6,252	11,483	5,230

前事業年度末(平成20年 2月20日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	6,252	10,154	3,901

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
該当事項はありません。 なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。	同左	当期末において全てヘッジ会計が適用されているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)

1. 当中間会計期間における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 29,380千円

2. スtock・オプションの内容および規模

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年 5月15日(株主総会承認日)	平成19年 5月15日(株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 6名	当社従業員 285名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式 87,000	普通株式 275,000
付与日	平成19年 7月 2日	平成19年 7月 2日
権利確定条件	付与日(平成19年 7月 2日)以降、権利確定日(平成21年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成19年 7月 2日)以降、権利確定日(平成21年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年 7月 2日 ~ 平成21年 5月31日	平成19年 7月 2日 ~ 平成21年 5月31日
権利行使期間	平成21年 6月 1日 ~ 平成26年 5月31日	平成21年 6月 1日 ~ 平成26年 5月31日
権利行使価格(円)	2,159	2,159
付与日における公正な評価単価(円)	615	615

(注)株式数に換算して記載しております。

当中間会計期間（自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日）

1. 当中間会計期間における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 63,180千円

2. スtock・オプションの内容および規模

第8回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	平成20年 5月13日（株主総会承認日）
付与対象者の区分および人数	当社従業員68名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（株）（注）	普通株式 43,900
付与日	平成20年 6月 9日
権利確定条件	付与日（平成20年 6月 9日）以降、権利確定日（平成22年 5月31日）まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成20年 6月 9日 ~ 平成22年 5月31日
権利行使期間	平成22年 6月 1日 ~ 平成26年 5月31日
権利行使価格（円）	2,159
付与日における公正な評価単価（円）	176

（注）株式数に換算して記載しております。

前事業年度（自 平成19年2月21日 至 平成20年2月20日）

1. 当事業年度における費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費「その他」（株式報酬費用） 96,772千円

2. ストック・オプションの内容および規模

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成15年5月14日 (株主総会承認日)	平成16年5月18日 (株主総会承認日)	平成17年5月17日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社取締役5名 当社監査役3名 当社従業員173名 当社顧問弁護士1名	当社従業員45名 当社顧問1名	当社取締役1名 当社従業員62名 当社顧問1名
株式の種類および ストックオプションの 数(株) (注)	普通株式 956,448	普通株式 85,440	普通株式 135,200
付与日	平成15年6月10日	平成16年6月25日	平成17年6月24日
権利確定条件	付与日(平成15年6月10日)以降、権利確定日(平成17年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問弁護士は、新株予約権の行使時においても当社顧問弁護士であることを要する。	付与日(平成16年6月25日)以降、権利確定日(平成18年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成17年6月24日)以降、権利確定日(平成19年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。なお、新株予約権者である当社顧問は、新株予約権の行使時においても当社顧問であることを要する。ただし、正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成15年6月10日から 平成17年5月31日まで	平成16年6月25日から 平成18年5月31日まで	平成17年6月24日から 平成19年5月31日まで
権利行使期間	平成17年6月1日から 平成22年5月31日まで	平成18年6月1日から 平成22年5月31日まで	平成19年6月1日から 平成22年5月31日まで
権利行使価格 (円)	942	1,688	1,688
付与日における公正な評価単価 (円)			

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成18年5月16日 (株主総会承認日)	平成18年5月16日 (株主総会承認日)	平成19年5月15日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社取締役1名	当社従業員50名	当社取締役6名
株式の種類および ストックオプションの 数(株) (注)	普通株式 14,400	普通株式 69,200	普通株式 87,000
付与日	平成18年8月16日	平成18年8月16日	平成19年7月2日
権利確定条件	付与日(平成18年8月16日)以降、権利確定日(平成20年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成18年8月16日)以降、権利確定日(平成20年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成19年7月2日)以降、権利確定日(平成21年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成18年8月16日から 平成20年5月31日まで	平成18年8月16日から 平成20年5月31日まで	平成19年7月2日から 平成21年5月31日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から 平成22年5月31日まで	平成20年6月1日から 平成22年5月31日まで	平成21年6月1日から 平成26年5月31日まで
権利行使価格 (円)	2,185	2,185	2,159
付与日における公正な 評価単価 (円)	447	447	615

	第7回新株予約権
決議年月日	平成19年5月15日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社従業員285名
株式の種類および ストックオプションの 数(株) (注)	普通株式 275,000
付与日	平成19年7月2日
権利確定条件	付与日(平成19年7月2日)以降、権利確定日(平成21年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年7月2日から 平成21年5月31日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成26年5月31日まで
権利行使価格 (円)	2,159
付与日における公正な評価単価 (円)	615

(注) 株式数に換算して記載しております。

なお、上記におけるストック・オプション数は、平成16年4月9日付株式分割(1株につき1.2株)、平成17年4月8日付株式分割(1株につき1.2株)および平成18年1月21日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

[次へ](#)

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
該当事項はありません。	同左	同左

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月21日 至 平成19年 8月20日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月21日 至 平成20年 8月20日)	前事業年度 (自 平成19年 2月21日 至 平成20年 2月20日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	前事業年度 (自平成19年2月21日 至平成20年2月20日)
1株当たり純資産額	514.33円	569.30円	555.81円
1株当たり中間 (当期)純利益	38.20円	24.17円	86.61円
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	38.12円	24.15円	86.49円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成19年8月20日)	当中間会計期間末 (平成20年8月20日)	前事業年度末 (平成20年2月20日)
中間貸借対照表(貸借対照表) の純資産の部の合計額(千円)	35,779,922	39,562,723	38,733,119
普通株式に係る純資産額 (千円)	35,738,851	39,391,079	38,624,656
差額の主な内訳 新株予約権(千円)	41,071	171,644	108,463
普通株式の発行済株式数(株)	69,581,656	69,588,856	69,588,856
普通株式の自己株式数(株)	96,041	397,041	96,465
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式数(株)	69,485,615	69,191,815	69,492,391

2 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間会計期間 (自平成19年2月21日 至平成19年8月20日)	当中間会計期間 (自平成20年2月21日 至平成20年8月20日)	前事業年度 (自平成19年2月21日 至平成20年2月20日)
中間損益計算書(損益計算書) 上の中間(当期)純利益(千円)	2,653,550	1,677,209	6,017,261
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	2,653,550	1,677,209	6,017,261
普通株主に帰属しない金額 (千円)			
普通株式の期中平均株式数 (株)	69,458,619	69,406,434	69,473,174
中間(当期)純利益調整額 (千円)			
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に用い られた普通株式増加数の主要 な内訳(株)			
新株予約権	150,955	32,475	95,493
普通株式増加数(株)	150,955	32,475	95,493
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含ま れなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (444,200株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (669,080株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (444,200株)

[前へ](#)

(2) 【その他】

平成20年10月1日開催の取締役会において、平成20年8月20日現在の株主に対して、第53期の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金総額	553,534千円
1株当たりの額	8円00銭
支払請求の効力発生日および 支払開始日	平成20年11月4日

(注)平成20年8月20日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行う。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|----------------|------------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第52期) | 自 平成19年2月21日
至 平成20年2月20日 | 平成20年5月14日
近畿財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2
の規定に基づく臨時報告書(新株予約権証券) | | | 平成20年5月23日
近畿財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年5月23日提出の臨時報告書(新株予約権証券)に係
る訂正報告書 | | | 平成20年5月26日
近畿財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年5月23日提出の臨時報告書(新株予約権証券)に係
る訂正報告書 | | | 平成20年6月5日
近畿財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年5月23日提出の臨時報告書(新株予約権証券)に係
る訂正報告書 | | | 平成20年6月9日
近畿財務局長に提出 |
| (6) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成20年7月8日
近畿財務局長に提出 |
| (7) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成20年8月12日
近畿財務局長に提出 |
| (8) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成20年11月7日
近畿財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月15日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成19年2月21日から平成20年2月20日までの第52期事業年度の中間会計期間(平成19年2月21日から平成19年8月20日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成19年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年2月21日から平成19年8月20日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月11日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久

指定社員
業務執行社員 公認会計士 多 田 滋 和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成20年2月21日から平成21年2月20日までの第53期事業年度の中間会計期間(平成20年2月21日から平成20年8月20日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成20年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成20年2月21日から平成20年8月20日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用できることになったことに伴い、この会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。